

【衛生推進者講習会について】

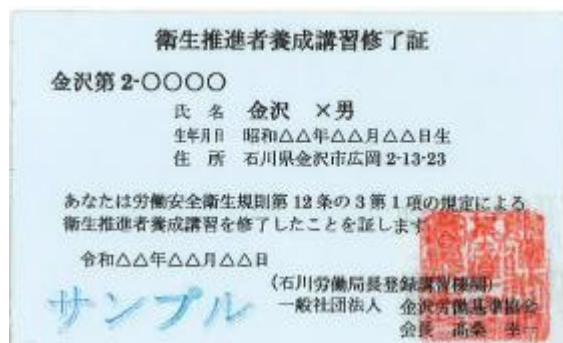
この講習は、労働安全衛生法第12条の2及び労働安全衛生規則第12条の3に規定されている講習です。

常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種の事業所、営業所や店舗などの事業場では「衛生推進者」を選任しなければなりません。

衛生推進者は、選任された事業場において、次の事項を担当します。

- 1 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5 そのほか、労働災害を防止するため必要な業務

講習を受講された方には、修了証を交付します。



労働安全衛生第12条の2（安全衛生推進者等）の要旨

- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種の事業場では、「衛生推進者」を選任する必要があります。
- 次の1号と2号の業種が安全衛生推進者、3号が衛生推進者の選任業種です。
 - 1号業種 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
 - 2号業種 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業
 - 3号業種 その他の業種
- 衛生推進者は、選任された事業場において、次の事項を担当します。
 - 1 労働者の健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 2 労働者の衛生のための教育の実施に関すること。
 - 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 5 そのほか、労働災害を防止するため必要な業務
- 衛生推進者は、都道府県労働局長登録講習修了者等のうちから、労働者数が10名以上になった日から14日以内に選任する必要があります。

その事業場に専属の者を選任する必要があります。労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等から選任するときは、委嘱でも構いません。

- 衛生推進者の氏名を労働者に周知するため、事業場の見やすい場所などに掲示する必要があります。
- 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第1条の2の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全衛生推進者等養成講習の講習科目の範囲及び時間(平成21年厚生労働省告示第135号)に基づく講習です。



受講料(税込み、テキスト代含む)

会員 9,240円/人 (講習 7,300円 テキスト 1,100円 税 840円)

一般 11,440円/人 (講習 9,300円 テキスト 1,100円 税 1,040円)

講習カリキュラム

時間	科目
10:00～12:00 (2時間)	作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。) (衛生推進者の役(割と職務 作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 リスクアセスメント等))
12:00～12:50	(昼食・休憩)
12:50～13:50 (1時間)	健康の保持増進対策 (健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育)
13:50～14:00	(休憩)
14:00～15:00 (1時間)	労働衛生教育 (労働衛生教育の方法)
15:00～15:10	(休憩)
15:10～16:10 (1時間)	労働衛生関係法令 (労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項)

(衛生推進者養成講習の講習科目の範囲及び時間)

第2条 衛生推進者養成講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行われるものであること。

講習科目	範囲	時間
作業環境管理及び作業管理 (危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。)	衛生推進者の役割と職務 作業環境測定 作業環境改善 作業方法の改善 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
健康の保持増進対策	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1時間
労働衛生教育	労働衛生教育の方法	1時間
労働衛生関係法令	法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	1時間